

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定の
一部効力停止処分について

平成 28 年 6 月 29 日（水）

茨木市が実施した監査の結果、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づき、平成 28 年 6 月 29 日付けで、下記の指定特定施設入居者生活介護事業所及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所の行政処分を行いました。

記

1 処分対象事業者

- (1) 法人名 株式会社メッセージ
- (2) 代表者 代表取締役 佐藤 俊雄（さとう としお）
- (3) 所在地 岡山県岡山市南区西市 5 2 2 - 1

2 処分対象事業所

- (1) 事業所名称 アミーユレジデンス茨木島
- (2) 申請所在地 茨木市島四丁目 8 番 8 号
- (3) 指定年月日 平成 18 年 3 月 1 日（特定施設入居者生活介護）
平成 18 年 4 月 1 日（介護予防特定施設入居者生活介護）

3 行政処分の内容及び期間

- (1) 処分の内容 3 箇月間の一部効力停止
- (2) 効力停止期間 平成 28 年 7 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日まで

4 行政処分を行う理由

(1) 特定施設入居者生活介護

ア 人格尊重義務違反（法第 77 条第 1 項第 5 号）

利用者 1 名につき、夜間の時間帯に居室から利用者が自由に出られないよう、扉を外部から固定した。

イ 虚偽の答弁（法第 77 条第 1 項第 8 号）

監査において、行動制限が行われていることを把握しながら、当該事実はないと答弁を行った。

ウ 法令違反（法第 77 条第 1 項第 10 号）

利用者に対する身体的虐待の事実について、高齢者虐待のおそれのある事実として茨木市へ通報することを怠った。（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律違反）

(2) 介護予防特定施設入居者生活介護

ア 法令違反（法第 115 条の 9 第 1 項第 9 号）

指定介護予防特定施設入居者生活介護と特定施設入居者生活介護を一体的に運営していたところ、特定施設入居者生活介護において、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律等の違反が行われた。

5 停止する指定の効力

新規利用者の受入れを停止

健康福祉部 福祉指導監査課 電 話 072-620-1809 (ダイヤルイン) F A X 072-623-1876
